

経済産業省

2020 貿情セ調（経提）第4号

貿易経済局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 深井課長殿

2020年7月22日

安全保障貿易審査課 和邇課長殿

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、杉浦法規係員殿

安全保障貿易審査課 大崎課長補佐殿、渡辺上席審査官殿

安全保障貿易管理課 佐藤課長補佐殿 宮口係長殿

貨物等省令第2条第1項第三号カの改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
化学製剤・生物系材料分科会
主査 石黒 信吾

1. 改正対象

貨物等省令第2条第1項第三号カ

2. 現行省令記載文及び改正提案文

改正案1	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタノール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、二-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタノール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、二-ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

改正案2	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタノール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、二-ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタノール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、二-ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

改正案3	現行
カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限るものであって、ニージイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（ニージイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	カ N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、ニージイソプロピルアミノエタンチオール及びニージイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

3. 提案理由

（案1）

プロトン化塩は、塩酸塩、硫酸塩などを含む総称である。よって「ニージイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩」は、総称としての「N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオールのプロトン化塩類」に含まれるべきものであるとのかっこ書きとすべき。

（案2）

提案内容は案1と同一であるが、括弧内の「アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、・・・」という文言は、現行の省令の書き振りも同じであるが、アルキル基の炭素数が3以下の場合のみニージイソプロピルアミノエタンチオールを含み、アルキル基の炭素数が3以上のものも規制対象と理解出来る書き振りとなっている。この間違った理解を防ぐため、括弧内の文章を2つに分けた案である。

（案3）

案2と同じく、文章は1つのまととし、間違った理解を防ぐため、「限り、」を「限るものであって、」としたもの。

4. 補足説明

括弧内のアルキル基の意味は脂肪族飽和炭化水素から水素原子1個を除いた残りの炭化水素基の総称であり、表1に示す通りの多くの種類がある。炭素数3以下には、メチル、エチル、ノルマルプロピル、イソプロピルの4種類がある。直近のAGリスト改正で、ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩が追加となり、これに対応して平成30年度政省令改正が行われた経緯あり。

表 1 各種アルキル基について

炭素数	名称		構造	種類
1	メチル	-	-CH ₃	1種類
2	エチル	-	-CH ₂ -CH ₃	1種類
3	プロピル	ノルマルプロピル	-CH ₂ -CH ₂ -CH ₃	2種類
		イソプロピル	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}-\text{CH}_3 \end{array} $	
4	ブチル	ノルマルブチル	-CH ₂ -CH ₂ -CH ₂ -CH ₃	4種類
		Secブチル	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH} \\ \\ \text{CH}_2-\text{CH}_3 \end{array} $	
		イソブチル	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}_2-\text{CH} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} $	
		Tertブチル	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ -\text{CH}-\text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} $	
5	ペンチル	-	-	-
6	ヘキシル	-	-	-
7	ヘプチル	-	-	-
8	オクチル	-	-	-
9	ノニル	-	-	-
10	デシル	-	-	-

添付：輸出管理品目ガイダンス化学製剤原料関連第9版2017年2月刊

174頁 ジイソプロピルアミノエタンチオール

175頁 ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩

政令-3(1)	(6) 2-ジイソプロピルアミノエタンチオール		
英文名	2-Diisopropylaminoethanethiol		
別名	N・N-ジイソプロピル- β -アミノエタンチオール ジイソプロピルアミノエタンチオール 2-(ジイソプロピルアミノ)エタンチオール β -ジイソプロピルアミノエタンチオール 2-[ビス(1-メチルエチル)アミノ]エタンチオール N・N-ジイソプロピルアミノエタン-2-チオール		
英文別名	N,N-Diisopropyl- β -aminoethanethiol Diisopropylaminoethanethiol 2-(Diisopropylamino)ethanethiol β -Diisopropylaminoethanethiol 2-[Bis(1-methylethyl)amino]ethanethiol N,N-Diisopropylaminoethane-2-thiol		
*通称名又は グループ名 又は商品名			
輸出統計品目No	2930.90-000	化審法No	—
CAS No	5842-07-9		
分子式	C ₈ H ₁₉ NS		
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3\text{CH} \\ \backslash \quad / \\ \text{CH}_3\text{CH} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} \text{N} - \text{CH}_2\text{CH}_2 - \text{SH} $	分子量 161.31 (計算) 161.15	
	融点 沸点 125~126 °C/16mmHg 比重 0.8644 (20/4°C) 屈折率		
性状	—		
用途	・有機合成		
生産・販売	—		
AG Noと名称	12 N,N-Diisopropyl- β -Aminoethane Thiol		
CWC Schedule 2 B. Precursors:	(12) N,N-Dialkyl(Me, Et, n-Pr or i-Pr) aminoethane-2-thiols and corresponding protonated salts		
貨物等省令、運用通達 化兵法	貨物等省令 第2条第1項第三号 カ 運用通達(解釈) 3 化兵法施行令 別2第1種指定物質・原料物質 (九)		
軍事コメント	超毒性神経剤の1種であるVXやVSの製造(改良法)に使用される極めて重要な合成原料であって、CWCで付表2剤の原料物質として規制している。また、わが国でも特定物質規制施行令の第1種指定物質として規制している。有機合成の原料としての民需用途もあるが、輸出においては注意を要する。塩素化すると窒素マスターに類似した物質になる。		
その他 (適用法令等)			

政令-3(1)	(7) 2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩		
英文名	2-Diisopropylaminoethanethiol hydrochloride		
別名	N・N-ジイソプロピル-β-アミノエタンチオール塩酸塩 ジイソプロピルアミノエタンチオール=ハイドロクロリド(—クロライド) N・N-ジイソプロピルアミノエタン-2-チオール塩酸塩 2-(ジイソプロピルアミノ)エタンチオール塩酸塩 2-(N・N-ジイソプロピルアミノ)エタンチオール塩酸塩		
英文別名	N,N-Diisopropyl-β -amino ethanethiol hydrochloride Diisopropylaminoethanethiol hydrochloride N,N-Diisopropylaminoethane-2-thiol hydrochloride 2-(Diisopropylamino)ethanethiol hydrochloride 2-(N,N-Diisopropylamino)ethanethiol hydrochloride		
* 通称名又は グループ名 又は商品名			
輸出統計品目No	2930.90-000	化審法No	—
CAS No	41480-75-5		
分子式	C ₈ H ₂₀ CINS		
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3\text{CH} \\ \\ \text{CH}_3\text{CH} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} \begin{array}{c} \diagup \\ \diagdown \end{array} \text{N} - \text{CH}_2\text{CH}_2 - \text{SH} \cdot \text{HCl} $	分子量 197.77 (計算) 196.6 融点 130 °C 沸点 °C 密度 1.167 g/cm ³ 屈折率	
性状	—		
用途	—		
生産・販売	—		
化学兵器禁止条約関連	AG Noと名称	—	
	CWC Schedule 2 B. Precursors:	(12) N,N-Dialkyl(Me, Et, n-Pr or i-Pr) aminoethane-2-thiols and corresponding protonated salts	
	貨物等省令、運用通達化兵法	貨物等省令 第2条第1項第三号 力 化兵法施行令 別2第1種指定物質・原料物質 (九)	
	軍事コメント	超毒性神経剤の1種であるVXの製造に使用できる重要な合成原料であり、CWCで付表2剤の原料物質として、また、特定物質規制施行令の第1種指定物質として規制している。有機合成の原料としての民需用途もあるが、輸出に当っては注意を要する。塩素化すると塩素マスタードに類似した物質になる。	
	その他 (適用法令等)		